

★許可・承認の申請について(続き)

3. 申請先

(1) 空港等の周辺、高さ150m以上における飛行の許可申請

→ 飛行させようとする空域を管轄する空港事務所

※ 詳しくは航空局HPに掲載している「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご確認ください。

(2) 上記以外の許可・承認の申請

○ 飛行させようとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合
→ 東京航空局 E-mail: cab-emujin-daihyo@milt.go.jp

○ 飛行させようとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合
→ 大阪航空局 E-mail: cab-wmujin-daihyo@milt.go.jp

※ 飛行させようとする場所に両局の管轄区域が含まれている場合、申請者の住所を管轄する地方航空局へ提出してください。
※ 詳しくは以下に問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

無人航空機ヘルプデスク 0570-783-072
(受付時間 平日午前9時30分から午後6時まで)

無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法等の詳細については、以下の国土交通省航空局 HP
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
をご参照下さい。

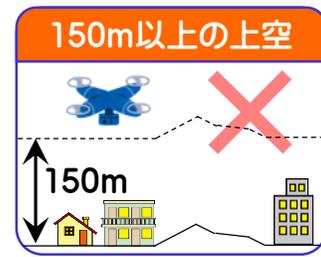
※詳細は を検索！

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の 安全な飛行に向けて！

平成27年12月10日から、無人航空機の飛行ルールを定めた改正航空法が施行されました。
ルールを遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心掛けてください。

★飛行禁止空域

※ 飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。



※ 裏ページをご参照ください

★飛行の方法

※ これらの方法によらずに飛行(例: 夜間飛行、目視外飛行等)させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。



※1: 日出から日没



※2: 直接肉眼



※3: 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車等)との間に30m以上の距離を保つことが必要です。



国土交通省 航空局

